

令和4年度障がい者の短時間雇用促進モデル事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）は、企業が雇用する労働者数に応じて障がい者を雇用する障がい者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を定めています。

法定雇用率の算定対象は週20時間以上の就労できる障がい者となっていることから20時間未満の求人情報はほとんどなく、企業の雇用ニーズもないことから、働く意欲はあるものの、障がいや通院などの様々な理由で週20時間以上の就労が難しい障がい者は就労を諦めざるを得ない状況にあります。

しかし、令和4年4月に厚生労働省が精神障害者と重度の身体・知的障害者を対象として、週10時間以上20時間未満で働く短時間勤務の障害者を雇用率算定の対象に含める案を労働政策審議会で示したことから、今後県内の中小企業で短時間雇用による障がい者雇用のニーズが見込まれます。

このため、県内で先駆的に短時間雇用の普及に取り組み、企業の取組支援を行っている団体に委託し、短時間雇用に取り組む企業の取組支援や県内事例の紹介を行うことを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務は障がい者雇用に関する知識や経験、高度な専門知識が必要な場合に該当し、実施にあたっては、企業に対して、業務の切り出し、労務管理や採用活動、支援機関との連携、定着支援といった、きめ細かな支援・企画力を必要とします。

また、障がい者の様々な障がい特性に配慮して、支援を進めることが必要であり、受託事業者によっては、より有効な企画内容や事業実施方法が期待できることから価格だけで決定するのではなく、広く企画を募り、最良の企画を採用することを目的として、以下のとおり企画提案コンペを実施します。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和4年度障がい者の短時間雇用促進モデル事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和4年度障がい者の短時間雇用促進モデル事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

4 契約上限額

1,812,096円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている

期間中である者でないこと。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 共同体での参加する場合、当該共同体の構成員が単独で参加することはできないものとする。なお、各構成員は、(1) から (5) の条件を満たすこと。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
 - (3) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
 - (4) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・・・ 1部
(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの)
 - (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)・ 1部
 - (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつて「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)・・・・・・ 1部
- ※(5)及び(6)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、別添「申立書」を提出(FAX又はメール可)してください。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 企画提案資料提出期限
 - ア 前項(1)の資料
令和4年6月3日(金)12時必着
資格審査結果は、6月10日(金)17時までに電話等で通知します。
 - イ 前項(2)から(6)の資料
令和4年6月21日(火)12時必着
- (2) 提出先
下記「19連絡先」まで提出

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和4年度障がい者の短時間雇用促進モデル事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し最優秀提案を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

- (1) 合目的性
事業の目的を理解し、提案の内容が仕様書に合致しているか。
- (2) 企画性
短時間雇用に取り組む企業や短時間での就労を希望する障がい者の募集、他の支援機関との連携、県民や企業への理解促進につながる効果が期待できるか。
- (3) 実現性
短時間雇用の雇用に結びついた実績があり、提案内容の実施により、短時間雇用に取り組む企業の増加や、ワーキング会議、成果報告会について具体的な提案となつて

いるか。

(4) 実施体制

障がい者雇用に関する豊富な経験と高いノウハウを持つ人員配置が出来ているか。
関係事業者と適切に連携できる実施体制が整っているか。

(5) 経済性

事業内容から見て、事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

なお、プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者に対して、企画提案資料記載の連絡先へファクシミリまたは電子メールにて連絡します。

(1) 日時 令和4年6月30日(木) 13時から15時

(2) 場所 オンライン (Zoom ミーティングにより開催)

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限 令和4年5月31日(火) 12時まで(必着)

(2) 質問の方法 質疑申請書によりファクシミリまたは電子メールにて行うものとします。

(3) 質問の内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに限りします。

(4) 質問に対する回答 令和4年6月1日(水) 17時までに県ホームページに掲載します。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

15 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

(5) 応募書類等に記載された個人情報については、当コンペの目的以外の目的で使用することはありません。

(6) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

(7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に漏らすことや、不当な目的に使用することは禁止します。

なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

(8) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

19 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部雇用対策課

TEL : 059-224-2510 ファクス : 059-224-2455 E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp